

「少子化対策」を考える

政治には「政治評論」、経済には「経済評論」、文学には「文芸評論」、映画には「映画評論」というように、それぞれの分野にその活動状況を批評し、さらなる発展を期する評論行為がある。社会保障は、今や国民生活の隅々にまで行き渡り、給付総額でも80兆円に達する存在となっている。社会保障政策の動向について、定点チェックのように批評する行為も、社会保障の発展に向けて議論を深めていく上で意味があるだろう。そこで、僭越ながら、これから随時、社会保障に関するホットな話題をテーマにして、「社会保障時評」を試みることにする。第1回は、昨年9月に厚生労働省において「少子化対策プラスワン」がまとまり、今後新たな動きが予想されることから、「少子化対策」をテーマとする。なお、本稿の意見はすべて筆者個人のものであって、所属する機関とは関係がないことをあらかじめお断りする。また、本稿にご意見がある場合には、編集部のメールアドレスか住所あてにご送付いただければ、参考にさせていただきたいと考えている。

◆少子化対策の現在

現在では、「しょうしか」という言葉を聞いて、「少死化」ではなくて、「少子化」という漢字を思い浮かべることができる人達が多くなったことだろう。「少子」という言葉は、本来は「一番若い子。末子」という意味で、子どもが少ないという意味はなかった。しかし、「広辞苑」（第5版、1998年）では、「出生率が低下し、子供の数が減少すること」とあり、「1992年度の国民生活白書で使われた語」と、言葉の出所まで明記してある。

「少子化」という言葉が頻繁に使われるようになったのは、この「平成4年度版国民生活白書」以後のようであるが、出生率の低下が政策課題として注目を集めたのは、1989年の合計特殊出生率（TFR：Total Fertility Rate）（注1）が、戦後最低であった「ひのえ午」の年（1966年）よりも低くなったと発表された1990年の「1.57ショック」の頃からである。早速、「健やかに子どもを産み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議」の設置（1990年8月）や、厚生省による「ウエルカムベビー・キャンペーン」（1992年4月）などが行われた（注2）。前述の「国民生活白書」もこうした動きを敏感にとらえて、「少子社会の到来 その影響と対応」というテーマの下に分析を行ったのであろう。

ただし、この頃は人口の少子化傾向を厚生省や政府が認識し始めたといった程度であった。少子化対策のための具体的な政策は、「エンゼルプラン」や「緊急保育対策5か年事業」の検討・策定が行われた94年度後半頃からである。その後、少子化対策は、厚生省のみならず、政府全体の課題としても位置づけられるようになっていった。また、国立社会保障・人口問題研究所が行う「日本の将来人口推計」の発表も、少子化現象に対する社会の関心を高めることとなった。

まず、表1のとおり、少子化の原因分析や少子社会問題を一般に啓発するものとして、人口問題審議会報告（97年10月）や「平成10年版厚生白書」（98年6月）がまとめられた。総理主催の会議として「少子化社会の対応を考える有識者会議」が開催され、その報告（98年12月）を受けて、「少子化対策関係閣僚会議」の設置（99年5月）や「少子化対策推進基本方針」の策定（99年12月）が行われた。法制度面では、育児休業法の施行（94年4月）、児童手当の拡大（2000年12月）、新エンゼ

ルプランの実施（2000年4月から）、保育所の待機保育児童ゼロ作戦（2001年度から）など、さまざまな取組がなされて、今日に至っている。

緊急保育対策5か年事業や新エンゼルプランの成果をみれば、たとえば低年齢児（0歳から2歳）保育は、1994年度の45万人から2001年度には62.4万人に増加、同じく延長保育の実施保育所数は2,230か所から9,431か所、放課後児童健全育成事業は4,520か所から9,431か所へと増加した。2001年度からの待機保育児童ゼロ作戦により、2002年度は4.8万人分の保育所定員が増加する予定となっている。育児休業給付の給付水準も、制度創設当初の25%から40%へと引き上げられている。児童手当については、給付対象年齢を、従来の3歳までを就学前まで拡大し、さらに所得制限も緩和して、2001年6月からは対象年齢の児童のうち約85%まで給付対象となっている。補正予算作成のときにも、少子化対策が優先されることが多く、たとえば、1999年度には「少子化対策臨時交付金」として2000億円が保育事業の充実等のために予算措置された。

◆少子化対策の効果

このように90年代半ば頃から、少子化対策は政府の重要課題と位置付けられ、実際に、少子化に関する懇談会の開催や提言、関係閣僚会議の設置、エンゼルプランの策定・実施をはじめとした種々の政策が実施されてきた。エンゼルプランの実施から数えても、既に本年で8年目を迎えているので、このあたりで、これらの政策が、合計特殊出生率（TFR）の動向にどのような影響を与えているのかみてみよう。

表1のとおり、TFRは年によって若干の増減はあったものの、全体としては低下傾向にあり、2001年には過去最低の1.33人を記録した。90年代以降、「1.57ショック」といわれたTFR1.57の数値を上回る年さえない。これまでの少子化対策の政策目標が、出生率の回復にあるとしたら、残念ながら効果がなかったか、今だ効果が現れていない、といわざるを得ない。

なぜ、少子化対策が功を奏していないのだろうか。少子化対策基本方針に基づき、各省庁が少子化対策に取り組みながら、効果が現れていない理由は何だろうか。効果がないということは、若い世代に対して結婚や出産という行動に直接影響を及ぼすような施策が乏しかったということである。

◆保育サービスに偏った少子化対策

第一に考えられる点は、少子化対策が保育サービスの充実に偏り、必ずしも全ての親を対象としたものではない、ということである。図1のとおり、小学校に就学前の児童の居場所として、保育所のウエイトは以前よりは上昇傾向にはあるものの全体の26%と、ほぼ幼稚園と同じである。低年齢児になると、家庭等における育児のウエイトが大変大きく、ゼロ歳児では94%、1歳児で83%、2歳児で76%である。保育所を利用する共働き世帯にとっては少子化対策により保育サービスの充実が図られるというメリットがあったが、保育所を利用していない在宅育児家庭にとっては、これまでの少子化対策による施策はほとんど講じられてこなかった。（注3）

保育所を利用するということは、保育所運営費を通じて公的な補助を得ていることと同じである。6年間保育所を利用すると、月額平均約6万円の公的補助を受けることになる試算される。(注4)

公的補助の大きさは、保育所利用者、幼稚園利用者、家庭等の育児の順に小さくなるだろう。保育所を利用していない在宅育児家庭は、ほとんどが配偶者の片方(一般には妻。いわゆる専業主婦)が無業の片働き世帯か、ゼロ歳児の場合には育児休業中の場合である。我が国では有業の女性と無業の女性では出生率に差がある現状にあるが、在宅育児家庭に対しては、社会的支援がほとんどないという結果になっている。しかし、在宅育児家庭が望ましい環境にあるかという点、最近では、専業主婦の場合でも出生率の低下傾向がみられるほか、母親の社会からの孤立感、育児ノイローゼや児童虐待等種々の問題を抱える家庭も見られる。これからの少子化対策としては、社会的支援から取り残されてきた「無業の母の世帯」、すなわち専業主婦による在宅育児世帯に対する支援も必要であろう。こうした点で、昨年9月に発表された厚生労働省の「少子化対策プラスワン」が、「子育てと仕事の両立支援」が中心であった従前の対策に加えて、「子育てをしているすべての家庭」のために施策を展開しようとしているのは望ましい方向である。

保育所は、仕事と育児の両立のためには不可欠な存在であるが、出生率との関係でいえば、保育所の数(入所定員)と地域の出生率との間で相関関係があるとする研究結果は寡聞にして知らない。マクロレベルでも、1994年から2001年までの間に、保育所の入所定員は約20万人分増加しているが、TFRや出生数にプラスの影響を与えてはいない。

最近の議論では、日本を含めた欧米諸国の女性の労働力率とTFRとの関係をみると、女性の労働力率が高い国の方がTFRが比較的高い国が多い(図2参照)ので、暗に女性の労働力率を高めた方がTFRは向上するのではないかと示唆する論が見られるが(注5)、私は、この見解については疑問を感じている。その理由として、まず、仮に女性の労働力率とTFRの数値に相関関係があったとしても、因果関係があるとは断定できないことである。同様の分析を70年代の数値で行うと、女性の労働力率が低い国の方がTFRは高いという関係になり、現在とは逆の結果になる。相関関係の存在についても、図2をみればわかるとおり、日本とイタリアを除外すると、相関関係があるかどうかあいまいな分布となる。つまり、比較としてはあまりに大まかすぎることで、比較対象の国が欧米中心であるというデータの制約があるほか、出生に影響を与える女性の働き方の比較、たとえば労働の場となる産業構成や労働時間、賃金等の労働環境も比較考察する必要があるだろう。一般に教員や公務員など勤務時間が一定であり、処遇も安定している職場の方が出産環境としては望ましいので、女性の雇用の場として公的部門のウエイトが高い国の方がTFRは高いという傾向になるであろう(注6)。さらに、日本では、無業の女性の方が働く女性よりもTFRは高いので、女性の就業の促進は短期的にはTFRにマイナスの影響を与えることになることである。

◆最後のチャンス

第2点は、後述するとおり、我が国の出生率の回復にとって90年代後半から2000

年代までが重要な時期でこの機会を逃すべきではないのであるが、「少子化対策推進基本方針」の戦略は少々迂遠ではないか、という点である。「少子化対策推進基本方針」では、少子化対策の趣旨は「仕事と子育ての両立に係る負担感や子育ての負担感を緩和・除去し、安心して子育てができるような様々な環境整備を進めることにより、21世紀の我が国を家庭や子育てに夢や希望を持つことができる社会にしようとするもの」としており、出生率の回復を直接のねらいとしているものではない。しかしながら、少子化の進展を望ましいとしているわけではなく、基本的な施策として「職場や家庭における固定的な役割分業の是正」や「職場優先の企業風土の是正」、「仕事と子育ての両立のための雇用環境の整備」、「利用者の多様な需要に対応した保育サービスの整備」等の施策を展開することによって、その回復を図ろうとするものと言うことができる。

子育て期における夫婦間の家庭生活のあり方やこれまでの働き方を変えていくことの重要性は否定しないけれども、国民の意識や社会の価値観に根ざした行動や仕組みを変えていくことにはある程度時間がかかるもので、少子化がもたらす社会経済への深刻な影響を懸念する立場からみると、少々迂遠な戦略と言わざるを得ない。さらに、「働き方の変革」という目標も、昨今の経済不況や厳しい雇用情勢の中で、簡単には進まない状況にある。

一方で、我が国の人口構成上、出生率や出生数の回復にとってチャンスとなるのは、2010年頃までであり、残された数年間のうちに効果的と思われる施策を講ずる必要性があることを強調したい。もう一度表1を見ると、この10年間の重要な動向に気がつく。それは、TFRは漸減傾向にあるけれども、年間出生数は約120万人前後とほぼ横ばい状態で推移していることである。それは、90年代後半から「第2次ベビーブーム世代」（1971年から74年生まれ）及びその前後に生まれた子ども達（注7）が、出産年齢期に入っていることで、晩婚化・晩産化の傾向からTFRは漸減しているものの、全体としての数が多いので、出生数は横ばいを維持する結果となっている。この世代の完結出生率（コーホート完結出生率）が2人になれば、TFRは上昇する可能性がある。ただし、2010年頃には「第2次ベビーブーム世代」も30代後半となり、その頃の出産世代は人口数が少ない80年代世代が中心となる。このように、出生率または出生数の回復のチャンスもそう長くはない。したがって、ここ数年間に、政策ターゲットをこの世代を中心に20代、30代の世代に絞って、より具体的に子供の出生や子育てがメリットがあると認識してもらう施策を講ずることが重要であると考えられる。

◆健全育成と家庭基盤の強化

現行の少子化対策は、少子化対策基本方針に示されているとおり、出生率低下の主な要因は、晩婚化の進行等による未婚率の上昇にあるとし、その背景には、仕事と子育ての両立の負担感の増大や、子育ての負担感の増大にあるとする。したがって、これらの負担感を除去・緩和する施策が、未婚率の上昇を食い止め、ひいては出生率の回復につながるであろうという観点に立っている。しかしながら、「負担感」を緩和すれば、TFRが1.8以上あった80年代以前のように結婚や出産という行動が増えるのであろうか。若い世代の結婚や出産をめぐる価値感や、家庭を取り巻く環境は大

幅に変化しており、子育てに対する負担感の緩和は必要であるが、それだけで出生率が回復するような状況にはないのではないかと考える。

そこで、第三点として、少子化対策の前提として、子育て等の負担感論議はもちろんであるが、さらに、少子化対策に関する根本的な理念を整理し、国民の多くがそれを共通の認識としてもつ必要があるのではないかと考える。それは将来の日本社会を担う子ども達の健全育成と、生まれてきた子ども達が育つ家庭機能の基盤強化である。少子化対策は、本来家族政策として位置付けられるものである。家族政策の目標として、「生まれてきた子どもの健全育成」（生まれてきた子どもが親と親密な関係を築くことができるようにすることや、健全に成長できるようにすること）と、「生まれてきた子どもが育つ家庭機能の基盤強化」（両親の子育てに対する責任感の醸成・確保や、就労確保等による家庭生活の安定）を設定し、こうした視点から少子化対策を考察する必要がある。また、現在の若い世代や若い親達をめぐっては、ゆゆしき事態が多くみられる。たとえば、全体では減少傾向にある中で24歳以下の女子における人口妊娠中絶実施率が増加していることや、10代における性感染症の増加傾向、離婚による母子家庭の増大、児童虐待事例の増大、20代における高い失業率など、社会的に放置できない事態がみられる。これらの「病理現象」に対しても、社会全体で的確に対応していくことが、広い意味での少子化対策につながるのではないだろうか。

◆具体的な少子化対策の提案

以上を前提にして考えると、「少子化対策プラスワン」における具体的な施策（育児休業率取得率（男性10%、女性80%）、子どもの看護休暇制度の普及率（25%）、子どもが生まれたときの父親に対する最低5日間の休暇の取得等）に加えて、出産・育児を社会的に評価する施策、及び生まれてきた子どもの健全育成と家庭機能の基盤強化の施策として、いくつかの案を提案したい。

第1は、誕生祝い金制度の創設である。誕生日を迎える1歳までが乳幼児の疾病の危険度が特に高く、育児の手間もかかることから、それまでの育児を評価し、かつ、その後の成長を願うために、1人あたり20万円の誕生祝金を支給する。なお、支給方法は、単なる現金の振込みではなく、手数料はかかるが、地方自治体の保健師の家庭訪問とリンクさせて、乳幼児の成長を確認し、健康相談や保育アドバイス等を行うようにする。そうすることによって、虐待等の不健全な状態があれば是正し、育児に関する不安や悩みを解消できる可能性が生じる。

第2は、育児手当の創設である。保育所を利用せずに在宅で育児を行う家庭（認可外保育所の利用者も含む）に対して、育児費用を支援する。（注8）これは、保育所を利用する家庭と在宅で育児を行う家庭との間の社会的支援の不均衡を是正するとともに、これまで無償労働（アンペイドワーク）とされてきた家庭内労働を経済的に評価するものでもある。後述する財源との見合いから、月額1万円程度で、誕生から1年間の給付とする。児童手当との関係については、目的が異なるので、当面は別の制度としてスタートし、施策の効果等を分析・評価した後、統合するか否か等の検討を行うことで適当であろう。（注9）

ところで、これらの施策に要する財源であるが、「2003年度税制改正大綱」で決ま

った配偶者特別控除の引き下げ財源を活用することが合理的である。なぜなら、この控除そのものが無業またはパートの配偶者を持つ世帯に対するものであって、育児手当や誕生祝い金が対象とする在宅育児家庭とほぼ合致するからである。配偶者特別控除の原則廃止（2004年1月実施）により約7000億円の増税効果があると推計されている。誕生祝い金制度では、2400億円（約120万人の幼児に1人あたり20万円）程度、育児手当では、約1300億円（約110万人の幼児に年間12万円）程度と、配偶者特別控除廃止の増税財源で十分対応可能である。特別控除の廃止により、約1200万人から1450万人が増税対象となる。この増税財源を企業等の減税に充てるよりは、増税対象となったサラリーマン世帯に、少子化対策として還元することの方が、廃止・増税に対する国民の理解を得られやすいことであろう。

なお、昨年12月、与党三党は特別控除の廃止の代わりに、総額2500億円の枠内で児童手当を充実することで合意した。児童手当の充実も良いが、出生そのものに対する支援策というよりは子育て費用の支援策であり、対象範囲が広いために、費用がかかるわりには児童1人あたりに対する支援額が大きなものにはならないので、前述した「最後のチャンス」に若い世代に目にみえる施策を行うとすると、インパクトが弱いのではないだろうか。

また、社会保険による子育て支援というアイデアがある。（注10）ユニークな案であるが、菊池馨美氏が指摘するように、高齢者世代など保険から受益の可能性がない世代からも保険料負担を強制する制度は、社会保険としては正当化し得ない（注11）など問題が多い。「ベヴァリッジ報告」でも、児童手当は国民保険の外の制度として提唱されていた。また、少子化対策を年金制度と絡めて、年金財源を活用すべきという議論もある。年金制度に即した施策（たとえば、育児期間中の年金保険料免除）であればよいが、年金給付にあてる財源を少子化対策にあてるというのは、年金制度の守備範囲を超えているのではないか。社会保険財源を、その制度本来の目的以外に使用することは、社会保険の持つ保険料負担と保険給付の密接な関連性を損ない、最終的には社会保険に対する国民の信頼を損なうことにつながりかねない。将来世代に過大な負担をかけるという年金制度の問題は、年金制度の仕組み方の問題であって、年金制度の中で解決を図るべき問題であろう。なお、税制における公的年金等控除の範囲を減少して得られる税財源を、少子化対策に充当するという考え方はありえるだろう。

第3は、生まれてきた子どもの健全育成のための施策である。「育児の社会化」という言葉があるが、親の育児を外部が全て代替することが望ましいわけでない。鈴木真理子氏が指摘するとおり、「介護は他人ができて、育児は親でなければできない部分がある」。（注12）親の育児能力という点からみると、単親世帯は、2人親世帯よりは基盤がぜい弱であることは否定できない。とりわけ、母子世帯の状況は厳しいものがある。低い収入、厳しい就労環境、困難な子どもの高等教育、社会的孤立感や偏見の存在等、様々な問題を抱えている。離婚による母子世帯だけでなく「未婚の母」世帯が増加している傾向がある。（注13）母子世帯に対して、児童扶養手当の充実による経済的支援や、就労支援、生活相談等の施策が必要である。この財源についても、配偶者特別控除等の廃止財源を活用できよう。また、児童虐待問題に対しては、社会全体がもっと危機感を持って取り組むべき課題であろう。少子化傾向の中で生まれてきた子どもこそ、一人一人大事に養育する必要がある。児童相談所における職員の増員等の体制強化や、法的な権限の強化、あるいは若い世代に対する出産前・

出産後教育の充実等、必要と思われる施策は進んで講じていくことが望ましい。

第4は、若い世代に対して出産・子育て等に関する有益な情報を簡単な方法で広報することである。子どもを妊娠してから出産・育児に至るまでの間に親として必要な情報、たとえば、母子健診の方法、乳幼児医療費の助成、行政機関に対する各種届出の概要、ゼロ歳児保育の申請方法や保育園料の状況、児童手当等の経済的支援策の概要、税制上の取扱いなどの情報を、厚生労働省のホームページに掲載して、インターネットを通じて簡単に入手できるようにすることだけでも、若い世代に対する支援策となるであろう。

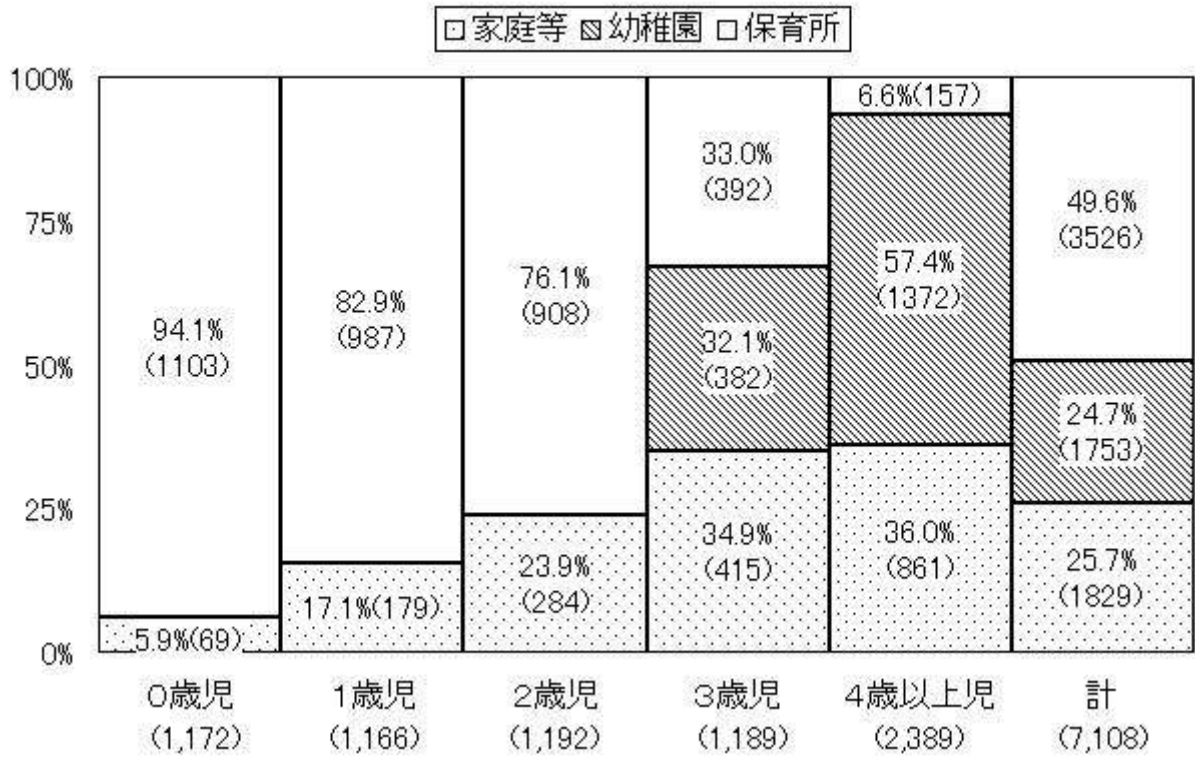
(次回のテーマは医療保険制度改革とする。)

【表1 少子化対策の経緯について】

年次	合計特殊出生率	出生数(千人)	取組
90(平2)	1.54	1,222	3月 『平成元年版厚生白書』(長寿社会における子ども・家庭・地域) 6月 「1.57ショック」 8月 『健やかに子どもを産み育てる環境づくりに関する関係省庁連絡会議』
91(平3)	1.53	1,223	1月 関係省庁連絡会議の報告 5月 児童手当法改正(翌年1月から第1子より支給)
92(平4)	1.50	1,209	4月 ウェルカムベビー・キャンペーン 9月 平成4年将来推計人口(将来の合計特殊出生率1.80人) 11月 『平成4年版国民生活白書』(少子社会の到来その影響と対応) 12月 厚生大臣主催「子供と家庭に関する円卓会議」
93(平5)	1.46	1,188	7月 児童家庭局長の私的研究会「たくましい子ども・明るい家庭・活力とやさしさに満ちた地域社会をめざす21プラン研究会」報告 12月 エンゼルプランプレリュード
94(平6)	1.50	1,238	4月 育児休業法施行(95年4月から完全実施) 4月 『平成5年版厚生白書』(未来をひらく子どもたちのために) 7月 「子ども未来財団」設立(子ども未来基金) 12月 エンゼルプランの策定、緊急保育対策5か年事業の策定(平7~11年度)
95(平7)	1.42	1,187	4月 育児休業給付の支給(賃金の25%)。育児休業中の健康保険、厚生年金保険の本人保険料負担の免除
96(平8)	1.43	1,207	5月 『平成8年版厚生白書』(家族と社会保障一家族の社会的支援のために一)
97(平9)	1.39	1,192	1月 平成9年将来推計人口(将来の合計特殊出生率1.61人) 4月 週40時間労働へ 10月 人口問題審議会報告
98(平10)	1.38	1,203	4月 改正児童福祉法に施行 6月 『平成10年版厚生白書』(少子社会を考える一子どもを産み育てることに「夢」を持てる社会を一) 12月 総理主催「少子化社会への対応を考える有識者会議」の報告

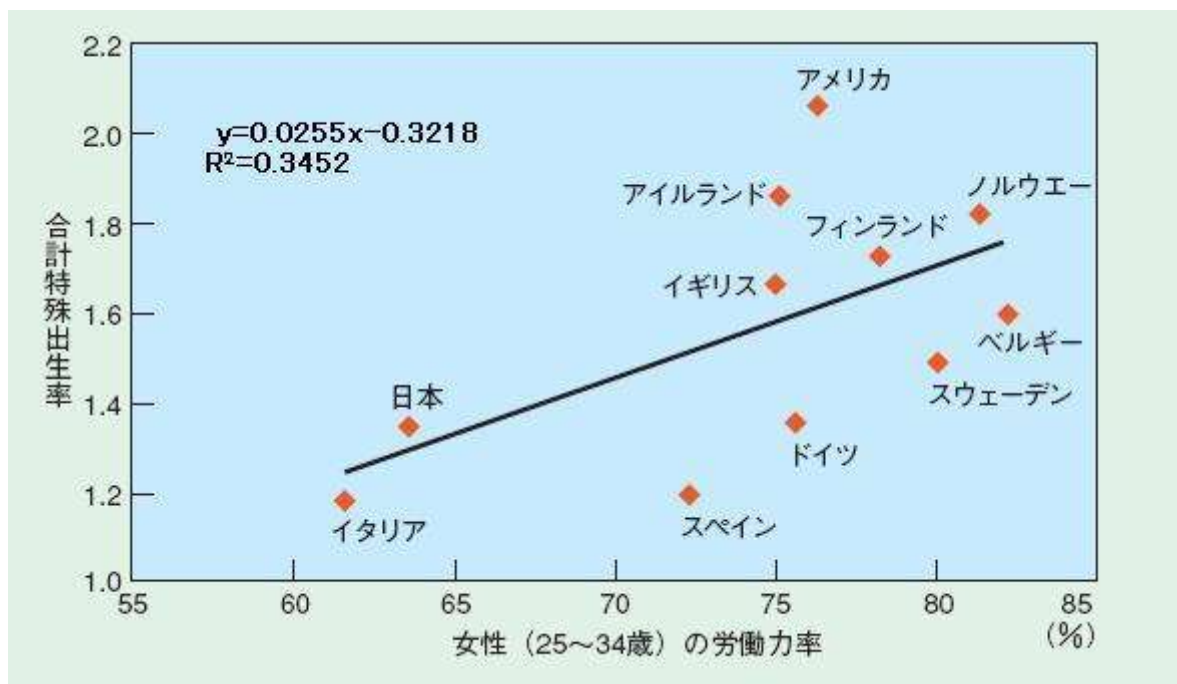
99 (平11)	1. 34	1, 178	4月 育児・介護休業法施行（介護休暇の創設） 5月 「少子化対策関係閣僚会議」の設置 6月 「少子化への対応を推進する国民会議」の設置 7月 平成11年度第1次補正予算成立（「少子化対策臨時特例交付金」） 11月 少子化対策推進基本方針の策定 12月 新エンゼルプランの策定（平12～16年度）
00 (平12)	1. 36	1, 191	4月 介護保険法施行、「国民的な広がりのある取組の推進について」（国民会議）、育児休業中の厚生年金保険料の事業主負担分の免除 6月 児童手当法の一部を改正する法律の施行（支給対象年齢を義務教育就学前までに拡大） 12月 与党（自民・公明・保守）「児童手当等に関する三党合意」
01 (平13)	1. 33	1, 171	3月 社会保障改革大綱 6月 児童手当の所得制限の緩和 7月 「仕事と子育ての両立支援施策の方針について」（閣僚決定）（保育所待機児童ゼロ作戦の推進等） 11月 育児・介護休業法改正
02 (平14)		1, 156 (推計)	1月 平成14年将来推計人口（将来の合計特殊出生率1.39人） 5月 「少子化社会を考える懇談会」開催 9月 同懇談会中間報告、厚生労働省「少子化対策プラスワン」策定

【 図1 就学前児童の居場所 】



(注) () 内は児童数：千人 (資料出所) 厚生労働省資料 (平成13年)

【 図2 女性（25～34歳）の労働力率と合計特殊出生率（国際比較） 】



資料出所：ILO Yearbook of Labour Statistics 2000
Council of Europe, Recent demographic development in Europe 2000

【注】

- (1) 15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むとした場合の子ども数。年次によって変化する数値であり、TFRが1.5人だからといって、1人の女性が生涯に平均1.5人しか子どもを産まなくなると断定するのは間違いである。
- (2) 厚生省では、1964年に梓みちよさんが歌って大ヒットした「こんにちは赤ちゃん」に続く歌をつくろうと、「赤ちゃんの歌」の歌詞の募集キャンペーンを行った。
- (3) 2001年1月と7月に生まれた子を対象に毎年追跡調査を行うというユニークな調査の「21世紀出生児縦断調査」（厚生労働省統計情報部）の第1回調査結果によると、「ふだんの保育者」（複数回答）は、母が97%、父が46%であり、保育所の保育士は4%、ゼロ歳児の場合ほとんどが在宅育児であることがうかがえる。
- (4) 増田雅暢「配偶者特別控除廃止論に疑問」『週刊社会保障』2208号（2002年）
- (5) 男女共同参画会議・影響調査専門調査会「『ライフスタイルの選択と税制・社会保障制度・雇用システム』に関する中間報告」（2002年）
- (6) 新谷由里子「出生力に対する公務員的就業環境効果の分析」『人口学研究』第25号（1999年）によれば、女性が公務員の場合、民間企業勤務の場合よりも出生力が高く、専業主婦に近い。その理由として、育児休業制度の利用率が高いことのほかに、夫が公務員であることが多く、家庭と就業の両立をしやすい環境にあるのではないかと推測している。
- (7) 総務省「平成13年10月1日現在推計人口」によれば、26歳から33歳（1968年から75年生まれ）の女性の数は、各年齢とも90万人を超えており、前後の年代よりも人口数が多い。
- (8) 前出の「21世紀出生児縦断調査」第1回調査結果によると、1か月間の子育て費用の平均は4.1万円であるが、多いのは1万円（32%）と2万円（28%）である。
- (9) 育児手当の性格や制度論については、宇野裕「保育手当の可能性」『社会保険旬報』2136号（2002年）が、詳細な論考をしており、大変参考になる。
- (10) 最近では、鈴木真理子「社会保険による育児支援の意義と可能性（上）（下）」『社会保険旬報』2143号及び2144号（2001年）、福田素生「総合福祉保険制度による子育て支援の構想（上）（下）」『社会保険旬報』2138号及び2139号（2002年）がある。
- (11) 菊池馨美「育児支援と社会保障（上）（下）」『社会保険旬報』2144号及び2145号（2002年）
- (12) 鈴木真理子、注8の文献参照。
- (13) 以上、母子世帯の状況については、厚生労働省「平成10年度全国母子世帯調査結果の概要」による。